

市川市北方地区公共下水道整備事業

募集要領

千葉県市川市

目 次

第 1 章	事業の概要	1
1-1.	募集要領の位置付け	1
1-2.	用語の定義	1
第 2 章	事業の目的及び内容	3
2-1.	事業の目的	3
2-2.	事業名称	3
2-3.	事業場所	3
2-4.	管理者の名称	3
2-5.	対象施設	3
2-6.	事業者選定方式	5
2-7.	事業方式	5
2-8.	事業期間	5
2-9.	業務範囲	6
2-10.	遵守すべき法制度等	6
2-11.	市による事業の実施状況のモニタリング	9
第 3 章	プロポーザル応募の手続等	10
3-1.	事業者の募集及び選定のスケジュール	10
3-2.	応募者の構成等	11
3-3.	プロポーザル応募に関する手続き	12
3-4.	プロポーザル応募に関する留意事項	13
3-5.	見積上限価格	14
3-6.	担当窓口	14
第 4 章	応募者の備えるべき応募資格要件	15
4-1.	応募者に必要な資格	15
4-2.	応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	17
4-3.	応募者の制限	18
第 5 章	プロポーザル応募時の提出書類	19
第 6 章	事業者選定方法	21
6-1.	事業者選定方式及び方法	21
6-2.	応募資格の審査	21
6-3.	提案内容の審査	22
6-4.	優先交渉権者の特定	23

6-5.	審査結果の通知及び公表	23
第7章	市と事業者の責任分担	24
7-1.	基本的考え方	24
7-2.	予想されるリスクと責任分担	24
第8章	契約に関する事項	25
8-1.	契約手続き	25
8-2.	契約の枠組み	25
8-3.	契約保証金	26
別紙 1-1	募集要領に関する質問書	25
別紙 1-2	要求水準書に関する質問書	26
別紙 1-3	事業者選定基準に関する質問書	27
別紙 1-4	提出書類作成要領及び様式集に関する質問書	28

第1章 事業の概要

1-1. 募集要領の位置付け

市川市北方地区公共下水道整備事業募集要領（以下、「募集要領」という。）は、市川市（以下、「市」という。）が「市川市北方地区公共下水道整備事業」をデザインビルド方式（以下、DB方式）により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて事業者を募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要領と実施方針に相違がある場合は、募集要領に規定する内容を優先する。また、以下の文書は募集要領と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集

1-2. 用語の定義

募集要領で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ①「本事業」とは、市川市北方地区公共下水道整備事業をいう。
- ②「市」とは、市川市をいう。
- ③「応募者」とは、本事業の公募型プロポーザルに応募する建設企業と設計及び工事監理企業をいう。
- ④「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ⑤「設計及び工事監理企業」とは、調査、設計及び工事監理を行う企業をいう。
- ⑥「提案書類」とは、本事業の公募型プロポーザルで応募者が提出する応募資格審査書類、技術提案書類をいう。
- ⑦「優先交渉権者」とは、選定委員会において、提案書類を総合的に審査・評価し、市が資格審査会において特定した応募者をいう。
- ⑧「事業者」とは、本事業の契約を締結する者をいう。
- ⑨「DB方式」とは、本事業で採用する設計・施工の一括発注方式（Design Build）をいう。
- ⑩「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、もしくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- ⑪「見積上限価格」とは、基本設計を用いて市が算出した本事業の概算事業費をいう。
- ⑫「基本設計」とは、見積上限価格を算定するために市が実施した設計をいう。
- ⑬「詳細設計」とは、本事業で設計及び工事監理企業が実施する、施工対象施設の詳細設計業務をいう。
- ⑭「工事監理」とは、本事業で設計及び工事監理企業が実施する工事の監理業務をいう。
- ⑮「工事」とは、本事業で建設企業が実施する管きよ等の工事をいう。
- ⑯「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ⑰「準拠」とは、記載された基準等の原則従うことをいう。
- ⑱「確認」とは、事業者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合してい

るかどうかを市が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、市は資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。

- ⑱「承諾」とは、事業者が市に対して書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、市が書面により業務上の行為に同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計・工事監理及び工事をあくまでも市の観点から承諾する者であり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は、市の同意なくして次の工程に進むことができない。
- ⑳「指示」とは、市が事業者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

第2章 事業の目的及び内容

2-1. 事業の目的

市川市は、下水道未普及地域の早期解消を目指している。これを実現するために、市では民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施する新たな手法として、国から示された設計施工を一括で発注するデザインビルド方式（以下、DB方式）を導入するものである。この手法により、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

2-2. 事業名称

市川市北方地区公共下水道整備事業（以下、「本事業」という。）

2-3. 事業場所

市川市北方地区

（対象地区の詳細は、別途公表している本事業の実施方針(別紙1)を参照のこと。）

2-4. 管理者の名称

市川市長 村越 祐民（以下、「管理者」という。）

2-5. 対象施設

本事業の施設概要を表 2.1 に示す。また、下水道施設の設計条件を表 2.2 に、水道施設の設計条件を表 2.3 に示す。

表 2.1 施設概要

工種	区分	工種	数量 ^{※1}	備考
土木	下水道	開削工	約 5,750 m	
		推進工	約 1,300 m	
		立坑工	約 30 基	
		マンホール工	約 200 基	
		柵設置工	約 600 基	
	水道(仮配管)	開削工	約 350 m	

※1：数量：既に市側で完了した基本設計成果を基に算出した想定値

表 2.2 対象施設（下水道）の設計条件

項 目	詳 細 設 計 条 件
管 径 工 法 及 び 延 長	開削工法 φ 200mm…………… 約 5,750m
	推進工法 φ 200mm…………… 約 1,050m
	推進工法 φ 250mm…………… 約 250m
特 殊 構 造 物	特殊構造物（有・ <input checked="" type="radio"/> 無）：耐震設計（有・無） マンホール形式 ポンプ場（2次製品）（0基）
報 告 書 作 成	<input checked="" type="radio"/> 有・無
設 計 協 議	中間打合せ 5 回
施 工 法 等 の 比 較 検 討	<input checked="" type="radio"/> 有・無 a) 管路の掘削工法 b) ①急曲線 ②土被り 1.5D以下 ③近接構造物（箇所） ④軌道横断（箇所） ⑤河川横断（箇所） ⑥高架道横断（箇所） c) 布設替え工法の施工検討 ①仮排水 ②既設管撤去
耐 震 計 算（応 答 変 位 法）	<input checked="" type="radio"/> 有（応答変位法）無
耐 震 設 計	レベル1地震動， <input checked="" type="radio"/> レベル1及び2地震動*，無
設 計 条 件 補 正	有（ ）， <input checked="" type="radio"/> 無
地 盤 条 件 補 正	有（ ）， <input checked="" type="radio"/> 無
工 区 数 補 正	有（ ）， <input checked="" type="radio"/> 無
そ の 他 の 補 正	有（ ）， <input checked="" type="radio"/> 無

※重要な管路は、レベル1及びレベル2地震動に対する照査を行う。

その他の管路は、レベル1地震動に対する照査を行う。

市川市における下水道管路施設に関する「重要な管路」の定義は以下のとおりである。

【重要な管路の定義】 出典：「下水道施設の耐震対策指針と解説 2014年版」

- ・ポンプ及び処理場に直結する幹線管路
- ・河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等
- ・被災時に重要な交通機能への障害を及ぼす恐れのある緊急輸送路等に埋設されている管路
- ・相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路
- ・防災拠点や避難所、または地域防災対策上必要と定めた施設等からの排水をうける管路
- ・その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路

表 2.3 対象施設（水道）の設計条件

項目	詳細設計条件
管径 工法及び延長	開削工法 φ75～φ150mm…………… 約350m
設計条件	地域環境（住居地区）：道路幅員（狭い） 埋設物（あり）：土質（－）
設計協議	中間打合せ 3回
仮設配管を必要とする路線延長	仮設配管延長…約350m 仮設管…φ150mm以下
土工事補正	土工事を伴う
床付補正	床付深さ一定，2.0m未満
工区数補正	有（ ），無
その他補正	有（ ），無

2-6. 事業者選定方式

本事業は、対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、応募者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを優先交渉権者とする「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2-7. 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

2-8. 事業期間

本事業の事業期間及びスケジュールは以下のとおりである

①設計

契約日の翌日から令和4年10月末日までとする（提案により、短縮は可能である）。

②工事監理及び工事

契約日の翌日から令和7年3月末日までとする（提案により、短縮は可能である）。

表 2.4 事業スケジュール（予定）

日程	実施事項
令和3年2月15日	実施方針(案)の公表
令和3年4月22日	募集要領等の公表
令和3年7月21日～8月2日	技術提案書類の受付期間
令和3年8月下旬	優先交渉権者の特定
令和3年9月中旬	基本協定締結
令和3年10月下旬～令和4年10月	設計期間
令和4年10月下旬～令和7年3月	工事及び工事監理期間

2-9. 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・工事監理及び工事であり、その概要は表 2.5 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細は貸与する図面等を参照すること。

表 2.5 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
設計・ 工事監理 (委託)	詳細設計	表 2.2 及び表 2.3 に示す対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類を作成する。
	関連部局協議	河川、鉄道などの管理者協議に必要な資料を作成し、協議を実施する。
	移設協議	設計施工に必要な埋設管等の移設協議を実施する。
	工事監理	表 2.1 に示す対象施設のうち、区分-下水道の工事監理を行う。
	家屋等事前調査	既存家屋等建築物の事前調査を行う。
工事 (請負)	土木工事（下水道）	表 2.1 に示す対象施設のうち、区分-下水道の土木工事を行う。
	仮配管工事（水道）	表 2.1 に示す対象施設のうち、区分-水道（仮配管）の仮配管工事および水道法に基づく各種試験（水質・水圧試験等）を行う。
	住民説明	地元住民への事業説明を行う。

2-10. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法

- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 建築基準法
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等

① 共通（全て最新版とする）

- ・ 市川市 下水道実施設計の手引き（市川市水と緑の部河川・下水道建設課）
- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）

- ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 土木設計業務等委託必携（千葉県土木部）
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(日本下水道事業団)
- ・ 日本工業規格(JIS)
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会)
- ・ 土木製図基準(土木学会)
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- ・ 下水道工事における家屋調査の設計について（市川市水と緑の部河川・下水道建設課）
- ・ 千葉県物件調査等標準仕様書
- ・ その他関係する規格、基準、指針等

② 管路施設工事（全て最新版とする）

- ・ 土木工事共通仕様書
- ・ 土木工事施工管理基準
- ・ 土木請負工事必携
- ・ 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・ 水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・ 水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・ 水道施設耐震工法指針（日本水道協会）
- ・ 水道設計業務共通仕様書
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

2-11. 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、事業者が要求水準書に定める要件及び提案書類の内容を満たしているかを確認する。

(2) モニタリングの時期

設計・施工の進捗状況については、市に定期的（月1回程度）に報告し、確認を受けなければならない。

なお、市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

(3) モニタリングの方法

市は事業者が提出する資料（設計：図面や各種検討資料等、施工：履行報告書や工程表等）に基づき進捗確認を行う。

(4) モニタリングの結果

モニタリングにより、設計・施工の実施状況が工事請負契約書や要求水準等に定められた要件を満たしていないと判断される場合には、市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

第3章 プロポーザル応募の手続等

3-1. 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、表 3.1 のとおりである。

表 3.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

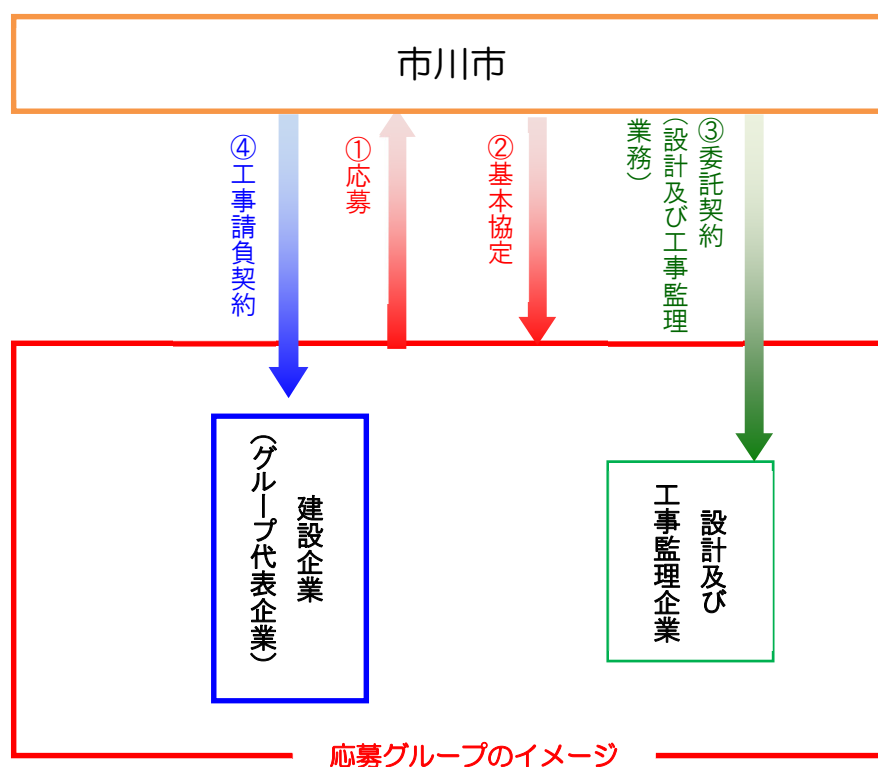
時期	内容
令和3年2月15日	実施方針(案)の公表
令和3年2月15日～2月22日	実施方針(案)に関する質問期間
令和3年3月26日	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和3年4月22日	募集要領（要求水準書、事業者選定基準、様式集）の公表
令和3年4月22日～5月10日	資料閲覧期間
令和3年4月22日～5月10日	募集要領等に関する質問の受付期間
令和3年5月20日	募集要領等に関する質問に対する回答公表
令和3年5月20日～6月4日	応募資格審査書類の受付期間
令和3年6月10日	応募資格審査結果の通知
令和3年7月21日～8月2日	技術提案書類の受付期間
令和3年8月中旬	選定委員会（プレゼンテーションの実施）
令和3年8月下旬	優先交渉権者の特定
令和3年9月中旬	基本協定締結
令和3年10月下旬	設計及び工事監理業務委託契約締結
令和4年10月下旬	工事請負契約締結

3-2. 応募者の構成等

応募者は、建設企業と設計及び工事監理企業を含むグループでの応募とする。

その際、応募グループの代表企業は建設企業とし、建設企業は1社、もしくは2社とする。なお、2社とする場合は特定建設工事共同企業体（以下、JV）を組成すること。設計及び工事監理企業については1社とする。また、一応募者の構成員は他の応募グループの構成員となることはできない。

本事業で想定する事業スキームを図 3.1 に示す。



- 建設企業と設計及び工事監理企業によるグループで応募 (①)、基本協定を締結 (②)
- 設計及び工事監理業務を委託契約 (③)
- ③で詳細設計したエリアの工事請負契約 (④)

図 3.1 想定事業スキーム

なお、本事業においてJVを組成して契約を締結する者については、市川市特定建設工事共同企業体発注基準（以下、「発注基準」）に基づき契約手続きを実施すること。

3-3. プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要領等に関する質問の受付・回答

募集要領等に関する質問を、以下のとおり受け付ける。

- ①受付期間：令和3年4月22日（木）午前9時～令和3年5月10日（月）午後5時まで
- ②受付方法：別紙1-1「募集要領に関する質問書」～別紙1-4「提出書類作成要領及び様式集に関する質問書」に記入のうえ、P.14記載の提出先へ電子メールでの提出とし、電話等による問い合わせには応じない。
- ③回答方法：令和3年5月20日（木）に市のホームページにおいて公表予定である。
なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、すべての質問について回答するとは限らない。

(2) 資料の貸出し

基本設計図書等の貸出しを、以下のとおり行う。貸出しを希望するものは、事前にP.14記載の担当窓口に電子メールで受取希望日時を送付すること。

- ①貸出し期間：令和3年4月22日（木）～令和3年5月10日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする
- ②貸出し場所：P.14記載の担当窓口

なお、本事業区域内で実施中の北方地区地質調査業務委託及び北方地区地下埋設調査業務委託の調査結果については、応募資格要件を満たした代表企業に対し、令和3年6月下旬を目途に提示予定とする。

(3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ①受付期間：令和3年5月20日（木）～令和3年6月4日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの午前9時から午後5時までとする
- ②提出場所：P.14記載の担当窓口
- ③提出方法：持参すること
- ④提出書類：P.19記載の「第5章（1）応募資格審査書類のうち、①応募資格審査に関する提出書類」

(4) 技術提案書類の受付

応募者は、受付期間内に技術提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ①受付期間：令和3年7月21日（水）～令和3年8月2日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする
- ②受付場所：P.14記載の担当窓口
- ③提出方法：持参すること
- ④提出書類：P.20記載の「第5章（2）技術提案書類」

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が

行わなければならない。

- ①受付期間：令和3年7月21日（水）～令和3年8月2日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までとする
- ②受付場所：P.14記載の担当窓口
- ③提出方法：持参すること
- ④提出書類：P.19記載の「第5章（1）応募資格審査書類のうち、②その他（プロポーザル応募辞退届）」

（6）プレゼンテーションの実施

市は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和3年8月中旬に技術提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に対して、別途通知する。

3-4. プロポーザル応募に関する留意事項

（1）募集要領の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要領及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

（3）プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（4）著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

市が本事業の公表及び管理者が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者が決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、市に提出された資料は、市川市情報公開条例に基づく公開の請求があった場合には、公開することができる。

（5）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

（6）提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

（7）提示資料の取扱い

市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（8）プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書類は、無効とする。

- ①募集要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者が提出した書類
- ②事業名及び見積金額のない書類
- ③代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④事業名に誤りのある書類
- ⑤見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥見積金額を訂正した書類
- ⑦一つの応募について同一の者が二以上の提案を行った書類
- ⑧提案書類の受付期間締切までに市の担当窓口へ到達しなかった書類
- ⑨公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出した書類
- ⑩「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出した書類

(9) 必要事項の通知

募集要領等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3-5. 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 1,779,998,000 円 (税込)

この内、各業務における内訳は次のとおりとする。

工事請負費分 1,538,592,000 円 (税込)

設計及び工事監理業務委託費分 241,406,000 円 (税込)

3-6. 担当窓口

手続きについての市の担当窓口を以下のとおり定める。

ただし、令和 3 年 5 月 (予定) に現在の市川南仮設庁舎から市川市役所第 2 庁舎への移転計画があるため、随時ホームページ等で確認すること。

【提出先等】

〒272-0033
市川市市川南 2 丁目 9 - 1 2 (市川南仮設庁舎)
担 当 : 市川市 水と緑の部 河川・下水道建設課
電子メール : kgs@city.ichikawa.lg.jp
電 話 : 0 4 7 - 7 1 2 - 6 3 6 2 (直通)

第4章 プロポーザル応募者の備えるべき応募資格要件

4-1. プロポーザル応募者に必要な資格

応募する全ての企業の資格要件は次のとおりとする。また、応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者、市川市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者、かつ、直近1年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(1) 共通の資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加できないものとする。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
 - ウ 民事再生法（平成8年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
 - エ 公告日から候補者特定までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
 - カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
 - キ 本プロポーザルに参加しようとする別の応募グループの構成員との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
 - ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

(2) 設計及び工事監理企業に必要な実績・資格要件

- ①地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社等）が発注した下水道管渠実施設計業務（詳細設計）で、過去15年間（平成17年4月1日から公告日まで）の間に完了した業務実績を元請（共同企業体の場合は代表構成員に限る。）として有すること。
- ②市川市入札参加業者適格者名簿に土木関係建設コンサルタントで登録されている者
- ③設計業務に管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、工事監理業務には、工事監理技術者を配置すること。
- ④設計業務における管理技術者は、以下の資格を有すること。また、管理技術者は、業務の

全般にわたり技術的管理を行うとともに、主要な設計協議並びに現地調査に出席しなければならない。なお、同一の技術者が管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

- ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有する者

⑤設計業務における照査技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有する者
- ・ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者

⑥設計業務における担当技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有する者
- ・ 技術士法による技術士補あるいは技術士第1次試験合格者（上下水道部門）
- ・ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者

⑦工事監理業務における工事監理技術者は、以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士法による技術士（上下水道部門（下水道）または総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有する者
- ・ シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格（下水道）を保有する者

⑧工事監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、概ね1時間以内に現地対応が可能であること。

⑨設計業務の管理技術者と工事監理業務の工事監理技術者は、工期の重複を想定していることから、原則として兼ねることはできない。ただし、提案により工期が重複しない場合には、兼ねることができる。

⑩上水道の業務における担当技術者は、地方公共団体（都道府県・市町村等）又はこれらに準ずる機関（公団、公社等）が発注した水道施設配水管実施設計業務（詳細設計）で、過去15年間（平成17年4月1日から公告日まで）の間に管理技術者、照査技術者または担当技術者として配置し、完了した実績のある者を配置すること。

(3) 建設企業に必要な実績・資格要件

【代表企業のみを対象】

①公告日において、有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が1100点以上であること。また、その経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しが、資格審査申請書の受付日までに市川市へ提出されていること。

②次のいずれかの要件を満たす者

ア 市川市内に本店を有する者

イ 市川市以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を市川市内に有する者

ウ 千葉県内に本店を有する者

エ 千葉県以外に本店を有する者から入札及び契約締結の権限の年間委任を受けた支店又は営業所等を千葉県内に有する者

【全ての構成員を対象（代表企業、及びJVを組成する場合のその他構成員）】

- ③土木一式工事の特定建設業の許可を受けていること。
- ④本市の土木一式工事の格付等級がAランクの者
- ⑤次の要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を本工事に専任で配置する場合は、専任を要しない。この場合、当該監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）が兼務できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとし、兼務できる工事は市川市が発注した工事でなければならない。その他詳細は、市川市建設工事指導要綱第6条第5項の規定による。また、建設企業と応募資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
 - ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - *同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
 - a 1級建設機械施工技士
 - b 法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - c 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る。）、「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る。）、「水産部門」（選択科目「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
 - イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- ⑥工事の施工にあたって、上記⑤に掲げる者のほか、法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- ⑦JVを組成する場合は、JVを構成する全ての企業のうち市川市に本店を有する企業が1社以上含まれていること
- ⑧市川市が発注した建設工事について、公告日前3カ月以内に工事完成検査評定通知書により60点未満の通知を受けていない者。ただし、当該通知書の交付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日を「通知を受けた日」とする。
- ⑨以下に定める届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、4-1.に記載されている資格要件を喪失した場合は、当該グループを失格とする。

4-3. 応募者の制限

本事業に係る発注支援業務に関与している者、市川市公共下水道整備事業受託者選定委員会（以下「選定委員会」という）及び市川市建設工事等請負業者資格審査会（以下「資格審査会」という）との間に、資本金面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業及び構成企業になることはできない。

なお、「資本金面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業の発注支援業務に係わっている者は以下のとおりである。

株式会社日水コン 千葉事務所 千葉市中央区本千葉町7-11（三恵9ビル）

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

(1) 応募資格審査書類

① 応募資格審査に関する提出書類	
・参加表明書	(様式 1-1)
・資格審査申請書	(様式 1-2)
・設計及び工事監理業務を行う者の応募資格要件に関する書類(下水道)	(様式 1-3)
・同種業務 ^{※1} の実績(下水道)(設計)	(様式 1-3-1)
・上水道の業務(水道施設配水管実施設計(詳細設計)業務)の実績	(様式 1-3-2)
・配置予定技術者の資格(下水道)(設計)	(様式 1-3-3)
・配置予定技術者の資格(下水道)(工事監理)	(様式 1-3-4)
・工事を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式 1-4)
・配置予定技術者の資格(代表企業)	(様式 1-4-1)
・配置予定技術者の資格(構成員)	(様式 1-4-2)
・プロポーザル応募者構成表	(様式 1-5)
・委任状	(様式 1-6)
・会社概要書及び定款(代表企業、代表構成員、構成員)	(書式自由)
・決算報告書(代表企業、代表構成員、構成員)※決算報告書は直近3ヶ年	(書式自由)
・登記簿謄本(代表企業、代表構成員、構成員)※直近の履歴事項全部証明書原本	(書式自由)
・法人税・消費税申告書及び納税証明書(代表企業、代表構成員、構成員)※直近1ヶ年	(書式自由)
・建設コンサルタント登録(下水道部門)を証明する「通知書」、「登録証」の写し(代表構成員、構成員)※応募する全ての設計企業	(書式自由)
・建設コンサルタント登録(上水道及び工業用水道部門)を証明する「通知書」、「登録証」の写し(代表構成員、構成員)※設計企業のうち上水道の設計、工事監理業務を実施予定の企業のみ	(書式自由)
・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を証明する「建設業許可通知書」又は「許可証明書」等の写し(代表企業、構成員)※応募する全ての建設企業	(書式自由)
・令和2、3年度市川市入札参加資格者名簿の写し(代表企業、構成員)※応募する全ての建設企業	(書式自由)
・経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し(代表企業、構成員)※応募する全ての建設企業	(書式自由)
②その他	
・プロポーザル応募辞退届	(様式 2-1)

※1 同種業務(公告日現在において完了しているもの)

- ・設計：開削工法及び小口径推進工法による下水道管渠実施設計業務(詳細設計)を元請で実施している実績
- ・工事監理：開削工法及び小口径推進工法による下水道管渠布設工事の工事監理を元請で実施している実績

(2) 技術提案書類

①技術提案書類審査に関する提出書類	
・提案書類提出書	(様式 3-1)
・見積書	(様式 3-2)
・見積書 (内訳書)	(様式 3-3)
・見積金額計算書	(様式 3-4)
②提案書	
・設計及び工事監理企業の設計業務実績一覧 (地方公共団体又はこれらに準ずる機関)	(様式 4-1-1)
・設計及び工事監理企業の工事監理業務実績一覧 (地方公共団体又はこれらに準ずる機関)	(様式 4-1-2)
・建設企業の工事实績一覧 (地方公共団体又はこれらに準ずる機関)	(様式 4-2)
・施工体系図	(様式 4-3-1)
・協力企業 (地元企業) の役割分担表	(様式 4-3-2)
・設計計画 (設計にあたっての計画、留意事項及び対策)	(様式 4-4)
・施工計画 (施工にあたっての計画、留意事項及び対策)	(様式 4-5)

第6章 事業者選定方法

6-1. 事業者選定方式及び方法

(1) 事業者選定方式

本事業における事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。

(2) 事業者選定方法

事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、設計、施工、工事監理等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。

(3) 事業者選定の体制

事業者の選定にあたり、今後市が設置予定の「市川市公共下水道整備事業受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、応募者の提案内容についての審査を行う。

選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要領の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

表 6.1 選定委員（敬称略）

役職	所属名	備考
委員長	市川市水と緑の部 次長	
副委員長	市川市道路交通部 次長	
委員	千葉県江戸川下水道事務所 次長	
委員	市川市総務部 次長	
委員	市川市企画部 次長	
委員	市川市財政部 次長	

6-2. 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。

(2) 応募資格要件の審査

市は、応募者が募集要領に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、表 6.2 のとおりとする。

(3) 応募資格審査結果の通知

市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

表 6.2 審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	4-1.(1) 共通 4-1.(2) 設計及び工事監理企業 4-1.(3) 建設企業

6-3. 提案内容の審査

(1) 技術提案書類の確認

市は、応募者から提出された技術提案書類が全て揃っていることを確認する。

(2) 提案価格の審査

市は、応募者が提出した各業務の提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。

(3) 基礎審査

市は、各業務の提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、提案内容が不適切な内容であるかを審査する。なお、ここでの不適切とは以下の①～③とし、該当する場合は失格とする。

- ①履行させられない内容（法令違反、施工上の安全性が確保できない等）
- ②著しい不備（当該工事以外の提案等）
- ③その他、不適切と認める内容

その後市は、提案価格及び基礎審査の結果を応募者の代表企業へ通知するとともに、基礎審査を合格となった応募者にはプレゼンテーションの日程を伝える。

(4) プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、選定委員会は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対しヒアリングを行う。

(5) 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、評価項目及び配点に基づき得点化を行い、優先交渉権者を選定する。詳細については、事業者選定基準に示す。

(6) 優先交渉権者等の選定

選定委員会は、各応募者の提案のうち、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、優先交渉権者を選定する。また、技術評価点が最優秀提案の次に高い提案を優秀提案とし、その応募者を次席交渉権者を選定する。ただし、技術評価点が同点の時は、提案価格が低い応募者を選定する。

6-4. 優先交渉権者の特定

管理者は、選定委員会における選定結果を踏まえ、資格審査会において最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次席交渉権者に特定する。

6-5. 審査結果の通知及び公表

市は、選定委員会及び資格審査会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、市のホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

第7章 市と事業者の責任分担

7-1. 基本的考え方

本業務におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

設計及び工事監理と工事におけるリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、市がリスクを負う。

7-2. 予想されるリスクと責任分担

市と事業者との責任分担は、実施方針及び要求水準書等に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第8章 契約に関する事項

8-1. 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と市は、基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、締結を行う。

なお、基本協定書（案）、設計及び工事監理業務委託契約書（案）、工事請負契約書（案）については、応募資格要件を満たした代表企業に対し、提示予定とする。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が4-2. に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、市は優秀提案者として次席交渉権者に特定した応募者と契約交渉を行う。

8-2. 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

優先交渉権者は、本事業を遂行するための設計及び工事監理における複数年業務を一括契約として、市と設計及び工事監理業務委託契約を締結する。また、優先交渉権者は、本事業を遂行するための建設工事における複数年業務を一括契約として、市と工事請負契約を締結する。

表 8.1 契約種別契約方法・契約金額

契約種別	契約方法	契約金額
設計及び工事監理業務委託契約	複数年一括契約	市と優先交渉権者との協議 (積算確認・見積り合わせ)により決定する。
工事請負契約	複数年一括契約	

(2) 対象者

設計及び工事監理業務委託契約、並びに工事請負契約は、全て事業者を対象とする。

(3) 締結時期及び契約期間

表 8.2 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	令和3年9月中旬（予定）
設計及び工事監理業務委託契約の締結	令和3年10月下旬（予定）
工事請負契約の締結	令和4年10月下旬（予定）
設計業務委託契約の履行期限	令和4年10月末日（提案により短縮可）
工事請負契約及び工事監理業務委託契約の履行期限	令和7年3月末日（提案により短縮可）

8-3. 優先交渉権者

最優秀提案を行った応募者は、優先交渉権者とし、契約協議を経て契約の締結を行うものとする。

8-4. 契約協議

市と優先交渉権者は、契約に向けた仕様書確定の協議を速やかに行うこととする。仕様書内容と契約金額については、優先交渉権者が提案した内容を基本とするが、市と優先交渉権者との協議（積算確認・見積り合わせ）により決定し当初契約を締結する。なお、当初契約における上限額は応募者から技術提案時に提出された見積書（委託費及び工事請負費）の金額とする。

優先交渉権者と契約の協議が整わない場合は次席交渉権者と協議を行い、協議が整った場合、次席交渉権者と契約を締結する。なお選定結果への問い合わせ及び異議についての問い合わせは受け付けない。

8-5. 契約保証金

設計及び工事監理業務委託契約書（案）第4条、及び工事請負契約書（案）第4条に基づくものとする。

令和 年 月 日

募集要領に関する質問書

「市川市北方地区公共下水道整備事業」の募集要領について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
例	15	4	1	(2)	設計及び工事監理企業に必要な実績・資格要件	市川市での下水道管渠工事の工事管理業務の実績はありませんが、応募できるでしょうか
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

令和 年 月 日

要求水準書に関する質問書

「市川市北方地区公共下水道整備事業」の要求水準書について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
例	19	4	2	(3)	設計及び工事管理業務	下水道クイックプロジェクトに関する提案は認めて頂けるでしょうか
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

令和 年 月 日

事業者選定基準に関する質問書

「市川市北方地区公共下水道整備事業」の事業者選定基準について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
例	4	3	4	4)	プレゼンテーションの実施	プレゼンテーションは応募グループで参加しても差し支えないでしょうか
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

令和 年 月 日

提出書類作成要領及び様式集に関する質問書

「市川市北方地区公共下水道整備事業」の提出書類作成要領及び様式集について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
例	36	様式 4-4			【設計計画】設計にあたっての計画、留意事項及び対策	提案した設計計画が発注される仕様のひとつとされるのでしょうか
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						